

平成28年5月 井手町

5月臨時会会議録

井手町議会

平成28年5月井手町議会臨時会会議録目次

第 1 号（5月2日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
報告第1号 専決処分の報告について	7
報告第2号 専決処分の報告について	10
報告第3号 専決処分の報告について	15
報告第4号 専決処分の報告について	15
報告第5号 専決処分の報告について	17
報告第6号 専決処分の報告について	21
報告第7号 専決処分の報告について	26
議案第31号 井手町副町長選任につき同意を求める件	29
発委第1号 井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件	31
議長の辞職について	32
議長の選挙について	34
副議長の辞職について	36
副議長の選挙について	38
常任委員会委員の選任について	40
議会運営委員会委員の選任について	41
議会広報編集委員会委員の選任について	41
交通対策特別委員会委員の辞任許可及び同委員の選任について	42
城南衛生管理組合議会議員の選挙について	43
京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	44
京都地方税機構議会議員の選挙について	45

議案第 3 2 号 井手町監査委員選任につき同意を求める件……………	4 7
閉会中の継続調査の申し出について……………	4 8
閉会……………	4 8
署名議員……………	4 9

第 1 号（平成 2 8 年 5 月 2 日）

会 議 録

臨 時 会

（開会）

平成28年5月井手町議会（臨時会）会議録（第1号）

招集年月日

平成28年5月2日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成28年5月2日 午前9時58分 議長 木村武壽

閉会 平成28年5月2日 午後2時53分 議長 丸山久志

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

1番	谷田	利一	5番	古川	昭義
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	奥山 英高	議会書記	中谷 誠
議会書記	西島 豊広	議会書記	平間 克則

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼地域創生推進室長事務取扱	後藤 崇文	理事兼保健医療課長事務取扱	小川 淳一
理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一	理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸
教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然休養村管理センター館長兼務	中島 一也	企 画 財 政 課 長	花木 秀章
税 務 課 長	乾 浩朗	会計管理者・会計課長兼務	光田 恵理
住 民 福 祉 課 長	中坊 玲子	高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美	建 設 課 参 事	古川 篤
産 業 環 境 課 長	菱本 嘉昭	上 下 水 道 課 参 事	森田 肇
同和・人権政策課長	野田 昌司	いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木村 坂次
社会教育課長・ 図書館長兼務	高江 裕之	学校給食センター所長	藤崎 裕司

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成28年5月井手町議会臨時会

議 事 日 程〔第1号〕

平成28年5月2日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報告第1号 専決処分の報告について
- 第5 報告第2号 専決処分の報告について
- 第6 報告第3号 専決処分の報告について
- 第7 報告第4号 専決処分の報告について
- 第8 報告第5号 専決処分の報告について
- 第9 報告第6号 専決処分の報告について
- 第10 報告第7号 専決処分の報告について
- 第11 議案第31号 井手町副町長選任につき同意を求める件
- 第12 発委第1号 井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

追 加 議 事 日 程〔第1号の追加〕

- 第1 議長の辞職について
- 第2 議長の選挙について
- 第3 副議長の辞職について
- 第4 副議長の選挙について
- 第5 常任委員会委員の選任について
- 第6 議会運営委員会委員の選任について
- 第7 議会広報編集委員会委員の選任について
- 第8 交通対策特別委員会委員の辞任許可及び同委員の選任について
- 第9 城南衛生管理組合議会議員の選挙について
- 第10 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 第11 京都地方税機構議会議員の選挙について
- 第12 議案第32号 井手町監査委員選任につき同意を求める件

第13 閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（木村武壽） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

平成28年5月臨時会の開会に先立ちまして申し上げます。

去る4月14日、熊本県を中心とする熊本地震が発生いたしました。4月16日の本震を含め、現在も余震が続いている状況であります。この連続する大地震により、幾多のとうとい生命が失われ、たくさんの方が避難生活を余儀なくされておられます。

亡くなられた方々の無念を思い、最愛の家族を失われたご遺族の深い悲しみに思いをはせますとき、まことに痛恨のきわみであり、哀悼の念にたえません。ここで、亡くなられた方々の御霊に対して、黙禱をささげたいと思います。

皆様、ご起立をお願いいたします。

熊本地震で亡くなられた方々へのご冥福をお祈りするため、黙禱を行います。

黙禱。

（黙禱）

議長（木村武壽） 黙禱を終わります。ご着席をお願いいたします。

本日、汐見町長より5月臨時町議会が招集されました。議員各位におかれましては、提案されております各議案等につきまして慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、充実した議会運営を行ってまいりたいと思いますので、ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、去る4月1日付の人事異動により、かわられた方の紹介を中谷副町長よりお願いいたします。

中谷副町長。

副町長（中谷浩三） それでは、私の方から、この4月1日付人事異動に伴います管理職のご紹介を申し上げます。

まず、理事兼地域創生推進室長事務取扱の後藤崇文でございます。

理事（後藤崇文） 後藤でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 次に、企画財政課長・地域創生推進室参事兼務の花木

秀章でございます。

企画財政課長（花木秀章） 花木でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 次に、同和・人権政策課長の野田昌司でございます。

同和・人権政策課長（野田昌司） 野田です。よろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 次に、産業環境課長・地域創生推進室参事兼務の菱本嘉昭でございます。

産業環境課長（菱本嘉昭） 菱本です。よろしくお願いいたします。

副町長（中谷浩三） 以上が、今回の異動でかわりました管理職でございます。今後ともよろしくお願いいたしますを申し上げます。

議長（木村武壽） 次に、議会事務局の紹介を奥山事務局長よりいただきます。

奥山事務局長。

議会事務局長（奥山英高） 引き続きまして、議会事務局の職員の紹介をさせていただきます。議会書記の平間克則でございます。

議会書記（平間克則） 平間です。よろしくお願いいたします。

議会事務局長（奥山英高） どうかよろしくお願いいたします。

議長（木村武壽） 以上で紹介を終わります。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、平成28年5月井手町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、谷田利一議員、5番、古川昭義議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いいたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村武壽） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

本日の臨時会に招集告知されております案件は、副町長選任につき同意を求める件1件、専決処分の報告7件であります。

なお、本日の日程は、皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおり

であります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。本日、臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところであります、この機会に厚くお礼を申し上げます。

冒頭、全員で黙禱をささげさせていただきましたが、私の方からも、熊本地震で亡くなられた方々のご冥福と、そして被災された皆様方のお見舞い、さらには被災地の一日も早い復旧・復興をお祈りしておきたいと思っております。

さて、今回の臨時議会は、副町長の任期が満了になることから、選任につきご同意願いたく招集をさせていただきました。また、専決処分の報告につきましては、地方自治法の規定によりまして、処分を行ったときには次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならないこととなっておりますので、あわせて提出をいたしております。

なお、今次臨時会に提出いたしております案件は、議案第31号、副町長の選任同意ほか7件であります。詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（木村武壽） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から3月分、4月分の例月出納検査結果報告を受理し、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘）

（報告第1号を朗読説明）

議長（木村武壽）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　　谷田　操議員。

9番（谷田　操）　　今度、地方創生推進室というのが設置をされたということですが、この責任者の方は室長さんとお呼びすればいいのかと思いますが、職員の配置ですね。今、課長と兼務で参事という形で紹介があったかと思うんですけど、全体の概要、その責任者が後藤参事さんなのか。それで、職員が、臨時職員も含めて何人の体制でやる。ほんで、兼務になっている人がどれだけいるのか。

場所ですけど、総務課の中の一角を当てるのか、どこに本拠地というか机が、皆さんが寄っているところがあるのか。私、そちらの側をなかなか見に行っていないので、わかりませんので、外面的な形態ですね、どうなっているのか。

それと、報道で知るだけですけれども、今度来られた室長さんは総務省の方から来られたというふうに伺っていますので、これまでのお仕事もどういうお仕事なのかもよくわかりませんが、室長として今後どういうことをやっていこうとお考えになっているのか。初めて議会でお目にかかるのもありますので、意気込みとか意欲とか、そういうことも、もしお伺いできるんだったら聞かせていただきたいなと思うんですが、どうでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽）　　脇本総務課長。

理事（脇本和弘）　　谷田　操議員のご質問にお答えいたします。

まず、地域創生推進室なんですけれども、こちらについては、理事兼地域創生推進室長1名、正規の職員が1名、臨時職員が1名、嘱託職員が1名という、建設課、産業課がございます3階の奥の部屋で執務を現在行っているというところがございます。

あと、兼務職員としまして、先ほど紹介もありましたけれども、管理職2名が兼務職員、そして課長補佐、係長級の職員で、あと4名がいるというところがございます。ただ、それはあくまでもいろいろ計画をしたり、いろいろな会議をするのに集まるものでございますので、とりあえずは課としては

4名の島で執務をしているということでございます。

それと、そもそも私どもが国の人材支援の制度、地域創生のための人材支援の制度を利用するに当たりまして、どのような人材がということですので、それが今後の執務、仕事に携わっていただくことになるんですけども、井手町の地域創生計画がございます。そちらにも基本目標がございまして、そちらを推進するに当たって、実務面の責任者として、町内の関係課や、国や府などの関係機関など、計画全体の進行管理も含めて、国家公務員の知見を生かしながら、必要に応じて事業の見直しや新たな事業展開などを企画立案していただくためにお越しいただいたということでございますので、今後の井手町の地域創生の、人口減少問題も踏まえてですけども、そういうようなものに携わっていただく、計画の推進などをメインでしていただくというふうになろうかと考えております。あと、空き家であったり大学連携であったり新産業育成施設であったりというふうなことも、当該課で担当していただくということになっております。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 理事とお呼びした方がいいんですか。後藤さんは室長さん、理事さん。

後藤さんから一言、こういうことで頑張ろうかなと思ってはるということをお聞きしたいなと今、議長、お願いしたんですけども、発言していただいたらどうでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 呼び方については、理事兼地域創生推進室長でありますので、理事とお呼びいただいたら結構かと思えます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 後藤崇文地域創生推進室長。

理事（後藤崇文） ご指名いただきましたので、一言ご挨拶させていただきます。

この4月に総務省から、地方創生の人的支援ということで、この井手町役

場の方に赴任をさせていただいておりました。地域創生推進室におきましては、先ほど脇本理事からご説明がありましたとおり、地方創生にかかわる事業の企画立案、そして推進の責任者として、町の総合調整を行う職を務めさせていただきます。私自身、これまで地方税制度の企画立案、固定資産税なんですけれども、そういったものを通しまして、地方公共団体の運営のための業務に従事しまして、また、私は島根県庁に出向していたことがありまして、そういったときに、市町村課という職場で仕事をしたんですけれども、県内市町村との連絡調整業務に当たってきた、こういった経験を生かしまして、本町においても、先ほど脇本理事からもありました地域創生推進計画、これに記載された目標に向かって、関係各課としっかりと連携をとって全力で職務を遂行したいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いたします。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第1号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第1号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、報告第1号は承認することに決定しました。

次に、日程第5、報告第2号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗）

（報告第2号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 1点目は、マイナンバーの件ですが、ページ数で4ページの、町民税の減免を申請する際には、マイナンバーの個人の方の、個人番号は書かなくてよくなったということですが、一応マイナンバーについてはそういうものにも全部書かなあかんということを一遍広報されてますので、これについて、それは必要ありませんという広報について、どうされるのかということをお伺いします。

2点目に、ページ数で6ページ、固定資産税の特例率についてですが、これは特例を市町村の条例で定めて率を変えていいと、国がこういうふうにしなさいと全部決めるんじゃないかと、わがまちで定めるといふの一環ということだと思っておりますが、その中の地方税法附則第15条第2項第7号に当たるもので、第15条第29項に規定するもの、それから第33項第1号のイ、ロ、第2号のイ、ロ、ハ、それから最後の第15条の第42項に定めるものと、それぞれどういうものに対する特例なのか。

この中に、太陽光発電設備は償却資産として固定資産税が課されるということになっておりますけれども、本町の場合は、既に家庭用以外のものがたくさんできていると思っておりますが、既に償却資産として課税されているものがあるのかどうか。今回、これで特例を設けますけれども、条件があると思っております。申請書類とか、どういうものを出して申請するのか。心配しているのは、この間、3月の議会でも取り上げました、山間地に巨大な太陽光発電設備等ができているわけです。ああいうところが申請してきはって、じゃ、軽減しましょうということになるのかどうか。何でもかんでも軽減できるというものではないと思っておりますけれども、どういう条件でもって軽減をするということになっているのか。実際、設備は既にできていますから、今回はこれからできるものについての軽減率やと思っておりますけれども、これまでできてきたものについても、国は既にある程度の軽減を認めてますから、町がこの条例を定めなくても軽減適用を受けられるものがあるんじゃないかと思っておりますけれども、あの施設が、多賀の池谷や山神にできている施設が申請してきはった場合、もう既にできているやつですけども、軽減を受けられるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長（木村武壽） 乾 税務課長。

税務課長（乾 浩朗） ただいまのご質問にお答えします。

今回、マイナンバーのつきます町民税の減免の申請書における改正につきましては、昨年12月の条例改正で、一旦、減免申請書におけるものについてはマイナンバーの記載が必要ということで改正となったものなのですが、今回、国からの見直しということがありまして改正するものでありますので、今後、減免申請の必要の時期に、そういう周知をしていきたいと考えております。

次に、今回の附則第10条の2に追加となりました資産の概要につきましてはですが、今回新たに追加いたしました規定といたしましては7個ありまして、一つ目は、新たに第7項といたしまして、津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づいて、避難対策のために設置されました防潮堤や津波避難施設などの償却資産に係る課税標準の特例措置を定めたものでありまして、国の参酌基準を参考に、特例率を2分の1としておるところであります。

二つ目は、新たに第10項といたしまして、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定される認定発電設備の対象外のものでありまして、政府の補助を受けて設置された太陽光発電設備、いわゆる固定価格買取制度の適用を受けない自家消費のための太陽光発電設備に係る課税標準の特例を定めたものということになっておりまして、国の参酌基準をもとに、特例率を3分の2としたところであります。

三つ目に、新たに11項といたしまして、再生可能エネルギー特別措置法に規定される認定発電設備で風力発電設備に係るものでありまして、国の参酌基準を参考に、特例率を3分の2としたところであります。

四つ目は、第12項といたしまして、同じく再生可能エネルギー特別措置法に規定される水力発電設備になっておりまして、国の参酌基準をもとに、特例率を2分の1としたところであります。

五つ目は、新たに13項といたしまして、同じく再生可能エネルギー特別措置法に規定される地熱発電設備でありまして、その特例率を2分の1としたものであります。

六つ目は、新たに第14項といたしまして、同じく再生可能エネルギー特

別措置法に規定されるバイオマス発電設備でありまして、特例率を国の参酌基準を参考に、2分の1としたところであります。

七つ目は、新たに18項といたしまして、都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者、いわゆる都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域内に誘導すべき医療施設や福祉施設等の整備計画の認定を受けた民間業者が整備した公共施設等の家屋及び償却資産に係る課税標準の特例を定めたものでありまして、国の参酌基準をもとに、特例率を5分の4ということにしております。

続きまして、太陽光発電設備についての件ですが、現在、固定資産税の償却資産における太陽光発電設備につきましては、8カ所ございます。

特例の申請の条件といたしますか、申請をする際に必要なものといいますのは、まず特例の申請書というのがありまして、次に経済産業省が発行した再生可能エネルギー発電設備の認定についてという通知書であったりとか、電気事業者と締結している特定契約書の写しであるとか、運転開始日がわかるものであるとか、その設備の概要がわかるものなどを添付していただいて申請していただくということになります。

現在、太陽光発電設備につきましては、それまでの地方税法の規定に基づきまして、特例率を3分の2ということで申請のあったものについては適用しておるところでありまして、今回、その法改正によりまして、わがまち特例で規定するものについては、固定価格買取制度の対象外の、先ほどもちょっと申しましたけども、自家消費発電設備に対して適用ということになりますので、その部分が以前と変わっているところであります。

以上であります。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 現在、太陽光発電所で軽減措置を受けているところは8カ所ということでしたけれども、指摘した山神地区と池谷地区にできている設備についても町として軽減をしているのかどうか。ああいう状況で、危険な状況が見られますので、そういう状況から見て軽減するべきでないと思っているんですが、対象にしているのかどうかをお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 乾 税務課長。

税務課長（乾 浩朗） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、その施設については申請がありますので、特例を適用して課税しております。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 賛成の立場で討論します。

今回の改正は、マイナンバーの使用を、必要ないところでは使わなくていいと、あまり乱用しないように、個人の住民税、町民税の減免の申請にまで必要ないということで、そういう点は評価しますし、今後、再生可能エネルギーにかかわる資産等を持った場合に、これからはFIT制度を利用しない設備というのも出てくるというふうに思われますから、そういうものに対しても軽減を行って進めていく、太陽光発電等も進めていくという点で、軽減をされるということについては賛成をしたいと思うんですけれども、一言、やはりさまざまな設備があって、とにかく太陽光だったら何でも軽減したらいいというものじゃないと思うんです。非常に危険な設備等がありますので、そういう点については、規制する方法を町としても何らかの形で考えていくべきだと。逆に税金をまけてあげているというような状況では、住民の皆さんに対してなかなか説明は難しいというふうに思いますので、その点について、今後しっかり検討していただきたいという要望を述べまして、賛成します。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで討論を終わります。

これから、報告第2号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第2号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、報告第2号は承認することに決定しました。

次に、日程第6、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 乾税務課長。
税務課長(乾 浩朗)

(報告第3号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第3号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第3号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、報告第3号は承認することに決定しました。

次に、日程第7、報告第4号、専決処分の報告についてを議題とします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。
理事(小川淳一)

(報告第4号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) まず2ページですけれども、課税の限度額、基礎課税分が52万から54万に2万円ふえる、後期高齢者支援金分が、これも2万円ふえるということで、合計限度額が、払われる方は一気に最高4万円の増額となるということだと思っておりますが、この限度額世帯は何世帯ありますかと予算委員会のときにお尋ねしますと、17世帯ということだったんですけども、影響は、この17世帯が全部4万円ほとんどふえるというふうに理解していいんですか。

それと、3ページの、これは軽減の方だと思っておりますが、26万円が26万5,000円になり、47万円が48万円になるということで、どの程度の影響があるのか。軽減の額がどのくらいそれぞれ、これ、何割軽減の分ですかね、その分がどのように変わるのか、わかりやすくご説明をお願いしたいと思います。どのくらい影響額がありますか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

理事(小川淳一) ただいまの谷田議員のご質問ですけれども、予算委員会でご説明した後、まだ本課税が6月になりますので、予算委員会で説明させていただいた数字と何ら変わりがございません。ただ、影響額の方ですけれども、限度額の改正、基礎課税分2万円と支援金分2万円、予算委員会でご答弁させていただきましたのは、基礎課税分17世帯で報告していますので、この分については、掛ける2万円で34万円の影響額、それと、支援分については、3月にはお答えしておりませんでしたけれども、12世帯ございまして、2万円掛ける12世帯で24万円の影響ということでございます。

次に、軽減判定の関係ですけれども、こちらの方も同様に3月に報告させていただきました医療分、基礎課税分、こちらの方で7割世帯が408世帯、5割世帯が179世帯、2割世帯が160世帯ということで、今回、5割と2割について影響が出ますので、それぞれ影響を見てみますと、試算では417万円の試算が出たわけですけれども、平成27年度の同様の試算と比べまして、37万円が減額ということになります。この影響額で軽減の方は出ております。

以上でございます。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9 番（谷田 操） 反対の立場で討論します。

国保税条例の改正によって、軽減判定の分については、所得がさらに低い方についても軽減が受けられるというふうに、住民にとって利益になる部分もあるわけですが、限度額の値上げによって、さらに1世帯で4万円急に上がるというような人も出てくる。特に、限度額というと所得の多い人が対象じゃないと言われる方もあるけれども、しかし、子供さんなんかが多い世帯でいいますと、子供が1人ふえるたびに均等割が全額上がっていくわけです。子供には全く所得がないにもかかわらず、子供が1人ふえれば掛ける1ということになっていく、そういう仕組みに国保税はなっているわけです。国も、さまざま多子世帯の支援ということには乗り出しているにもかかわらず、この国保の仕組みのところにはメスが入っていないというようなこともありまして、この方式をずっと続けると、やはり所得のない人にまで課税されるというようなことが起こりますので、反対をいたします。

議長（木村武壽） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで討論を終わります。

これから、報告第4号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第4号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手多数です。したがって、報告第4号は承認することに決定しました。

次に、日程第8、報告第5号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子）

（報告第5号を朗読説明）

議長（木村武壽） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 国の措置によって保育料の軽減がひとり親等世帯とか多
子世帯に厚くなったということで、それはわかるんですけども、じゃ、ど
こまでが国の、国はこういう軽減をやってますけども、国以上に京都府はこ
こまでやっていますと、京都府の規定以上にまだ井手町はここまで軽減してま
すよと。国以上に府はここまでやっています、府以上に井手町はここまでやっ
てますという状況を住民の方に説明したいと思うんですけども、わかるよ
うに教えていただけないでしょうか。

それと、延長保育料の徴収の仕方ですが、さらに今回の規定で延長保育料
も無料になる子がふえるんじゃないかと思うんですけども、この延長保育
料、ほんまに4時半までに来たかどうかという判定そのものも保育士さんに
とっては非常に負担になっているかと思うんですが、それをどうやって具体
的に徴収されているのか。はい、あなたは今回、何月何日に延長保育料が発
生してますよとか、それをまとめて月ごとに集めているのか、もっとまとめ
て徴収しているのか、どういうふうになっているのか。保護者にとりましたら
、私のところはちょっとおくれたし延長やわ、せやけど、あの子は延長を
払ってるのかな、どうなんやろうというので、子供によって差がつくとい
うのが非常にややこしいし、差別を生むということになると思うので。分断す
る、保護者の方を分けることになりまますから、この際、延長保育料とい
うのは廃止をしてほしいといつも思っているわけですけども、どのくらいの率
で延長料も発生しない子ができるのか、わかれば。延長利用している子のう
ち、ほとんどが延長料が要らん子なのか、いやいや、延長を利用してはる人
は延長して働いてはるのやから、所得も高くてそんな軽減にはかからへん
というのか、わかる範囲で説明していただきたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） ただいまの谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

今回なんですけれども、国の方で低所得の多子世帯の軽減、また、ひとり親等世帯の軽減というものが拡充されているんですけれども、拡充内容といたしましては、まず、年収360万円未満の世帯におきまして、多子計算に係る年齢制限というものを撤廃いたしまして、第2子の保育料半額、第3子以降の保育料を無償とするものになります。また、ひとり親等世帯につきましては、低所得の方におきまして、第1子目の保険料を半額、第2子以降を無償とするものになります。

京都府の方なんですけれども、所得の制限は、教育の方で21万1,200円以下の世帯、保育料の階層でいいますとD階層以下になるんですけれども、こちらの世帯におきまして、18歳未満の児童がいる世帯で、3子目におきましては無償にするというものになっております。保育の方でいいますと、所得制限がこちらはあるんですけれども、所得につきましては後ほどお答えさせていただきますが、こちらは国で低所得というふううたっているんですが、京都府の方も、それよりも所得の範囲は広いのですが、こちらにつきましても、3子目、18歳未満の子供さんがいらっしゃる世帯におきまして、3人目以降を無償化するということになっております。

さらに、井手町の方で多子世帯の軽減なんですけれども、こちらは所得制限は設けておりませんで、20歳未満の子供さんがいる場合、3人いらっしゃる子供さんにおきまして保育料を無償とするものになっております。

延長保育料の徴収の仕方についてのご質問なんですけれども、今までなんですけど、一月分、園の方で何回利用されたかということに対しまして、保護者の方に今回これだけ利用がありましたよということで、納付書をお渡しさせていただいて納付していただいていたというような形にさせていただいたんですけれども、今月から、保護者の方に払い忘れがあったりであるとか、保護者の方が、やっぱり利用されている方がお仕事でどうしても金融機関があいていない時間であるとか、あと、役場があいていない、時間を超えての保育の利用をされている方というのがたくさんいらっしゃいますので、そちらの方に対しまして納めていただきやすいようにということで、園の方で、その日のうちに、その日でお支払いをいただくという形で、今回5月からなんですけれども、徴収方法を変えさせていただいております。

利用の率等はこちらで今把握はしていないんですけれども、やっぱりお仕事で遅くなられる方の利用がふえているということで、延長保育は利用していただいております。延長保育料の廃止については考えてはおりません。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 要するに、京都府は3子目無償をやってますけども、所得制限もあるし、18歳未満の子供が3子ということでやっているけども、井手町は所得の制限もないし、20歳までの子供がいはる世帯やったらみんな3子目は無料ですよと、単純に言えばそういうことで間違いないかということを知りたい。

それと、教育の方で、ここで定められているのは認定こども園等に子供を入れられる場合ですから、一般的に井手町の方で認定こども園になっていない他市町にある幼稚園に子供を入れておられる世帯の場合、やはりこういう軽減の措置は今なお受けられていないという理解でいいのでしょうか。その点を確認したいと思います。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） ただいまのご質問にお答えいたします。

前半部分にご質問いただいたのは、議員おっしゃるとおりでございます。

後からの質問で、他市町村に行っていらっしゃる幼稚園、こちらの方につきましては、今この軽減の対象にはなっておりません。子ども・子育て支援法に基づきまして運営される幼稚園に通われるというふうなことになりますと、こちらの方の京都府の第3子の軽減には対象になってまいります。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第5号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第5号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時19分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

先ほどの答弁漏れがありましたので、報告第5号についてをお願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） 先ほど、京都府の第3子目の対象になる所得制限で、保育認定の所得制限なんですけれども、16万9,000円未満の市町村民税所得割課税額の方になります。

以上です。

議長（木村武壽） 次に、日程第9、報告第6号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（報告第6号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 10ページの国庫支出金の中で、地方創生加速化交付金が、補正で上げたものが6,500万ぐらいだったのが3,400万以上減

額というのは、国の補正がついたのが3月になってからですから、ここの決めた事業がいろいろ年度内にできないことはもちろんわかっているんですけども、これは一旦減額をして、また新たに6,500万円に至る分を次年度等でいただけるということなのかどうか。

それと、12ページ、財産売却収入で、不動産の売った収入が342万1,000円上がっていますが、これはどこにある何を売ったのか。土地等であれば、単価も教えていただきたいと思います。

それと、もう一つ、歳入の方で飛ばしましたが、11ページの府支出金で、財政健全化支援補助金2,000万円いただけるということになってますが、これはどういうことに対していただくのか。財源は、これ、全額府なのか、国からも入っているのかお尋ねします。

続きまして、14ページの庁舎の積立金が3億円、それと、同じく18ページに都市開発基金の積み立てが2億円ということで、ことしもたくさん貯金を残していただくわけですけども、総額それぞれ幾らになるのかをお尋ねします。

それと、前後して申しわけありませんが、16ページに、生涯活躍のまちプロジェクトの費用が大幅に減額になっているんですけど、これは全部年度内にできないことはもちろんわかっているんですけど、加速化交付金との関係、これは次年度に全部やるということなのか、その財源はどうなるのかお尋ねいたします。

それと、その下、16ページの老人医療の扶助費の減額ですけども、1,000万円という非常に大きな額なんですけれども、これは精算に伴うだけでこれだけの減額だということなのか、お尋ねいたします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の地方創生加速化交付金の関係でございますが、こちらにつきましては、国において制度設計なされた中で、申請するに当たっては、3月の27年度予算で組みなさいよという条件がまずございました。3月補正に計上させていただいたわけではございますが、あの時点では、国に申請している事業ということで、計四つの事業を計上させていただいておりました。

その後、国の方から採択というのがございまして、四つの事業のうち二つの事業が井手町については採択され、今回減額しております生涯活躍のまちプロジェクトと山背古道広域観光事業につきましては採択されなかったということになりますので、今回の3月31日の専決で減額とさせていただいているわけでございます。

次に、11ページのご質問の財政健全化支援補助金についてであります。こちらの方につきましては、京都府の未来づくり交付金の一環でございまして、そういった市町村のいろんな努力について交付されるものでございまして、うちの方の事業に対しまして2,008万9,000円の補助をいただいているものでございます。こちらにつきましては府の補助金であります。

続きまして、積立金のお話でございます。今回の補正におきまして、庁舎の積立金へ3億円、都市開発基金へ2億円積み立てということで、総額、最終の見込みは幾らかというお話であったかと思えます。まず都市開発基金につきましては、この積み立てを得まして、末現在、年度末の見込みであります。都市開発基金は13億5,013万2,467円になる見込みであります。続きまして庁舎等整備基金でございますが、3億円積み立ていたしまして、約16億円の基金になる見通しでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小川保健医療課長。

理事(小川淳一) ただいまの谷田 操議員のご質問ですけれども、老人医療の1,000万円の減につきましては、平成27年度当初予算編成時点におきましては、制度改正前の自己負担1割で積算をしておりました。27年4月以降2割負担となりまして、その負担割合の差が今回こういった数字を積算するという見込みを立てましたので、減額させていただきました。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 谷田 操議員のご質問で1点漏れておりました。

不動産売払収入の関係でございますが、こちらにつきましては、場所につきましては井手柏原4の12番地でございます。面積が94平方メートルでございます。こちらの相手方につきましては、府山城北土木事務所でございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの加速化交付金の部分で、今回四つの事業を申請しておいて、採択されないということであったわけではございますが、こちらにつきましては、国の方の今回の交付金、まち・ひと・しごとという中で制度設計されておられたわけではございますが、まず、生涯活躍のまちにつきましても、移住等、そういったことが勘案されていないと、なかなか今回の国の交付金は苦しいというようなこともお聞きしておりまして、そういったことが採択されなかった理由ではないかと思っております。

山背古道の広域観光につきましても、まち・ひと・しごとという中で、そういった、もうかる仕組みという部分についての記載等が少なかったのではないかとということで不採択になったということでございます。

以上です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) ご説明あったうちに、不動産については、土地であれば単価もお願いしますというふうにお問い合わせをしましたので、単価も示してください。

それと、加速化交付金についてですが、3,445万6,000円減額ということは、結局、本町としては加速化交付金は幾ら交付されるということになったのか。それもまだ決定ではないのでしょうか。これは27年度の補正ですから決定ですよ。幾ら本町は決定したのか、お願いします。

それと、生涯活躍のまちプロジェクトの件で、移住等の件が入っていないと。空き家対策とかそういう点については、やるんですよ。それと別に、生涯活躍の方はバリアフリーだとか健康関連とか、そういうことで入れてはったと思うんですけども、そこでも移住のことが入っていないと採択されないということなんでしょうか。ちょっとご説明をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

1点目の売払収入の単価でございますが、1平米当たりの単価が3万6,400円でございます。

続きまして、地方創生の加速化交付金、井手町に幾ら採択されたという話でございますが、本町では2事業で3,140万円の採択がなされたところでございます。実際、採択された事業の内訳でございますが、交流人口拡大定住促進プロジェクトに1,250万円、「お茶の京都」広域観光振興事業に1,890万円が採択されたところでございます。

次に、生涯活躍のまちプロジェクトについても移住の観点が必要かということのご質問であります。今回の本町の計画におきましては、町内の方々にいつまでも健康で長生きしていただいて活躍いただくというような形で申請したところではあるんですが、国の方は、今回の交付金というのでいいますと、一つは、今国が申しております日本版のCCRCと言われる高齢者東京一極集中を地方にも負担いただくと、そういう高齢者の移住の観点がないと、なかなか今回の交付金については難しいというようなお話がございまして、不採択になったと考えております。

以上です。

議長（木村武壽） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第6号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第6号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（木村武壽） 挙手全員です。したがって、報告第6号は承認することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

議長（木村武壽） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第10、報告第7号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（報告第7号を朗読説明）

議長（木村武壽） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 午前中の質疑の中で、加速化交付金が申請どおりに全部採択はされなかったということで、削られてしまった分で行おうと思っていたことが、ここで補正で上げられているものがあるんだと思うんですけども、7ページ、順番に見まして、山背古道推進協議会の費用というのもその一つかと思うんですけども、復活させるのはこれだけでいいのかどうかということです。もともと、従来から一般財源等で山背古道関係でやっていたもので、今回、加速化交付金を当てにしていたけれども出ないということで、今回はこれだけだけれども、さらに新たに予算計上しなければならないものが幾つかあるのかどうか、それが一つ。

あと、二つ目は、民生費の中の上がっているものも全部それに当たるのか、生涯活躍のプロジェクトに入れていたものなのか、そうではないのか。

それと、衛生費の二十歳からの健康づくり事業、これもその中に含まれていたと思うんですけども、どういう事業をされるのか、対象者ですね。それと、その中身をお尋ねしたいと思います。

それと、議会の全員協議会の中で、これまで乳がん検診のやり方について、30代の方については視触診のみということで実施をしていたんですけども、12月議会のときは、それをそのまま新年度も同じようにやりますよというお話だったけれど、京都府の方や医師会の方との話し合いで変わったということですので、どのように変わったのかお尋ねいたします。

商工費の桜まつりの費用、これも本来は加速化交付金で見ようとしていた

り、加速化交付金を充当していたものでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

今回上げています事業、山背古道と、今、福祉の方からもお答えいたしました。全ての事業が従来の補正で上げておいた生涯活躍のまちプロジェクトと山背古道広域観光振興事業に含まれておいた事業でございます。その中のうち、4月早々に取り組まなければならない事業について、専決をして計上させていただいたところでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小笠原保健センター所長。

保健センター所長(小笠原温美) 衛生費の二十歳からの健康づくり事業についてご説明します。

二十歳からの健康づくり事業は、昨年度まで実施していましたが39歳以下の女性の健康診査を見直し、会社等で健診を受ける機会のない20歳から39歳の男性、女性を対象とした生活習慣病予防を目的とした健診を実施し、若い世代から健康意識の向上と生活習慣の改善を図っていただくものです。健診内容は、内科検診、血圧測定、尿検査、腹囲測定、心電図、血液検査等となっております。受診できる医療機関は町内の医療機関です。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 花木課長が答えてくれはったのは、8ページにわたって質問しなかったんですけれども、今の花木課長の答弁だと、それも含めて全部、今回計上されているものは加速化交付金で充てようと思っていたけども、4月に即座に必要なだからということで補正をしたものだという理解でいいですかということが1点。

それと、今の39歳以下の男女の対象者ですけど、会社等で健診を受ける機会のない人というのをどうやって判断するんだろうと。本人が受けたいですと言うのを待つのか、国保の加入者には全部案内するとか、どういう形で。

これ、新規事業やから、あなたは対象で受けられますよというようなことをどうやって知らせるのかということをお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、8ページの事業も含めまして、全ての事業が従来、加速化交付金で計上していた事業でございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 小笠原保健センター所長。

保健センター所長(小笠原温美) 谷田議員のご質問にお答えします。

対象者につきましては自己申告です。会社でお勤めの方であっても、40歳以下の方については、健診の機会がない方もおられると考えています。

議長(木村武壽) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第7号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第7号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、報告第7号は承認することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時08分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第11、議案第31号、井手町副町長選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(木村武壽) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第31号を朗読説明)

議長(木村武壽) これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第31号、井手町副町長選任につき同意を求める件を採決します。

議案第31号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手多数です。したがって、議案第31号は同意することに決定しました。

中谷浩三君の入場を許します。

(中谷浩三副町長入場)

議長(木村武壽) ただいま副町長に選任されました中谷浩三君より、皆様方にご挨拶したい旨申し出がありますので、これを許します。

中谷浩三君。

副町長(中谷浩三) 貴重なお時間をいただきまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

ただいま議題となりました副町長選任同意に当たりまして、議員の皆様方の格別のご厚情によりましてご同意をいただきましたことに対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

大変身に余る光栄と同時に、責任の重大さを痛感しているところでございます。過去4年間、微力な私がこの重責を務めることができましたのは、ひとえに議員各位をはじめ関係者の皆様のご指導、ご鞭撻のたまものと感謝をいたしているところでございます。

再任されました以上、心を新たにして、汐見町長が進められております「豊かな自然と利便性・快適性とが共存する新しいまち」や、第4次総合計画で掲げております「住んでみたい、住み続けたいまち」の実現のため、全身全霊を打ち込んで職務を全うすべく精いっぱい努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、この上とも、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

だきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長（木村武壽） 中谷副町長、今後ともよろしくお願ひいたします。

次に、日程第12、発委第1号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（木村武壽） 丸山久志議会運営委員会委員長。

7番（丸山久志） 7番、丸山です。

それでは、ただいま議題となっております発委第1号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件について、提案理由の説明を申し上げます。

平成28年3月31日付で井手町組織条例が改正されましたことに伴い、現在設置しております常任委員会の所管について整理を行うものであります。

それでは、発委第1号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

2ページの井手町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。例規ページ数105ページ、第2条、常任委員会の名称、委員定数及びその所管につきまして、総務文教常任委員会の所管に地域創生推進室を加え、産業厚生常任委員会の所管を同和人権政策課、いづみ人権交流センター、いづみ児童館、住民福祉課、高齢福祉課、地域包括支援センター、保健医療課、保健センター、建設課、産業環境課及び上下水道課に改める。

1ページに戻っていただきまして、附則でございます。附則として、この条例は公布の日から施行する。

以上であります。

議長（木村武壽） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村武壽） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村武壽) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発委第1号、井手町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

発委第1号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(木村武壽) 挙手全員です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

それでは、執行部、行政の皆さんには大変恐縮ですが、ただいまより一旦退席をお願いし、後ほどご出席いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時19分

議長(木村武壽) 休憩前に引き続き、再開します。

一身上の都合により、議事の進行を岩田 剛副議長にお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時21分

副議長(岩田 剛) 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、木村武壽議長から辞職願が提出されています。

お諮りします。お手元に配付しております議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(岩田 剛) 異議なしと認めます。したがって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議長の辞職についてを議題とします。

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長(奥山英高) それでは朗読いたします。

平成28年5月2日、井手町議会副議長、岩田 剛様。

井手町議会議長、木村武壽。

辞職願。このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

副議長（岩田 剛） お諮りします。木村武壽議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（岩田 剛） 異議なしと認めます。したがって、木村武壽議員の議長辞職を許可することに決定しました。

木村武壽議員の入場を許します。

（木村武壽議員入場）

副議長（岩田 剛） 木村武壽議員に申し上げます。ただいま、木村武壽議員の議長辞職を許可することに決定いたしましたので、告知いたします。

なお、議長職の辞職につき、ご挨拶をされたいことがありましたら、発言を許可します。

10番（木村武壽） 議長退任に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

顧みますと、平成26年4月の臨時議会におきまして、議員各位の温かいご支援によりまして議会議長に推挙賜り、栄誉な要職につかせていただき、2年間、非才な微力な私ではありますが、町政発展と円滑な議会運営にひたすら努めてまいりましたつもりでございます。幸いに、議員各位の格別のご支援、ご協力を賜り、また、汐見町長をはじめ関係者各位からご援助、ご鞭撻を賜り、おかげをもちまして、本日まで大過なく職責を全うすることができました。まことに感謝にたえず、心から厚く御礼を申し上げます。

この間、JR奈良線の部分複線化や白坂開発など、人口減少、超高齢化の進む社会の中で、あすの本町を支える事業が着実に前進する中で議長に就任できました。あわせまして、議会の活動が注目を浴びる中、手話言語法制定や、ヘイトスピーチに関する法規制、建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求めていく、本議会として明確な姿勢を示すとともに、より緊張感のある議会の運営を目指し、対面式演壇を導入し、行政と向かい合う議会を示すことができました。私にとりまして、この上もない喜びでございます。関係者各位のご尽力のたまものと感謝をいたしますとともに、厚く御礼を申し上げます。

どうか、皆様方におかれましては、ますますご健勝で町政活性化のため、なお一層のご尽力をくださいますようお願いいたしまして、議長退任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

副議長（岩田 剛） それでは、暫時休憩します。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時25分

副議長（岩田 剛） 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。お手元に配付しております議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（岩田 剛） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2、議長の選挙についてを行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

副議長（岩田 剛） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に西島寛道議員及び村田忠文議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

副議長（岩田 剛） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

副議長（岩田 剛） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

副議長（岩田 剛） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に選ぶ人の氏名を欄内に1人記載をお願いします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名をお呼びしますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長（奥山英高） それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。

1 番、谷田利一議員。

2 番、西島寛道議員。

3 番、岡田久雄議員。

4 番、岩田 剛議員。

5 番、古川昭義議員。

6 番、村田忠文議員。

7 番、丸山久志議員。

8 番、中坊 陽議員。

9 番、谷田 操議員。

10 番、木村武壽議員。

（投票）

副議長（岩田 剛） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

副議長（岩田 剛） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

西島寛道議員及び村田忠文議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

副議長（岩田 剛） 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 9 票、無効投票 1 票です。有効投票のうち、丸山久志議員 9 票です。以上のとおりであります。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

この選挙の法定得票数は 2. 25 票になります。したがって、丸山久志議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

副議長（岩田 剛） ただいま議長に当選されました丸山久志議員がおられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知を

いたします。

この際、丸山久志議員のご挨拶を受けることにいたしたいと思えます。

丸山久志議長、議長当選承諾及び挨拶をお願いいたします。

議長（丸山久志） 7番、丸山です。一言、議長就任のご挨拶を申し上げます。

このたび、不肖私、議員の皆様方のご推挙をいただきまして、井手町議会議長の要職に就任することになりました。まことに身に余る光栄であります。

私は本町議会議員として18年、井手町の発展と住民福祉の向上のため努めてまいりました。ここに皆様のご推挙を受けました上は、身を挺してそのご厚情に対しお報いする覚悟を新たにしているところであります。

議会運営につきましては、議会運営委員会の意見を尊重しながら、公正無私を旨とし、言論の府として町議会が円満に運営されますよう誠心誠意努力をする所存であります。

議員各位におかれましては、今後、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

多様化する住民ニーズに応えるよう、行政と議会が一体となって井手町の発展と住民福祉の向上を目指し、職責を全うする覚悟でありますので、重ねて皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。ありがとうございました。

副議長（岩田 剛） 丸山久志議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時50分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、岩田 剛副議長から辞職届が提出されています。

お諮りします。お手元に配付しております副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3、副議長の辞職についてを議題とします。

議会事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長（奥山英高） それでは朗読いたします。

平成28年5月2日、井手町議会議長、丸山久志様。

井手町議会副議長、岩田 剛。

辞職願。このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

以上であります。

議長（丸山久志） お諮りします。岩田 剛議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、岩田 剛議員の副議長辞職を許可することに決定しました。

岩田 剛議員の入場を許します。

（岩田 剛議員入場）

議長（丸山久志） 岩田 剛議員に申し上げます。ただいま、岩田 剛議員の副議長辞職を許可することに決定しましたので、告知いたします。

なお、副議長職の辞職につきご挨拶をされたいことがありましたら、発言を許可します。

岩田 剛議員。

4番（岩田 剛） 一言お礼を申し上げたいと思います。

議員の皆様方のご推挙をいただきまして、この2年間、井手町議会の副議長として木村議長を補佐する役割を与えていただきました。この2年間、私にとりましても、この上ない貴重な経験をさせていただきました。今日の日を迎えることができましたのは、議員各位のご支援、ご協力のたまものと厚くお礼を申し上げる次第でございます。

まことに簡単粗辞ではございますが、副議長退任に当たりまして、お礼の言葉といたします。どうもありがとうございました。

議長（丸山久志） それでは、この際、暫時休憩します。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時54分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。お手元に配付しております副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(丸山久志) 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第4、副議長の選挙についてを行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長(丸山久志) ただいまの出席議員数は10名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に岡田久雄議員及び中坊陽議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議長(丸山久志) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長(丸山久志) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に選ぶ人の氏名を欄内に1人記載をお願いします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票をお願いします。

点呼を命じます。

議会事務局長(奥山英高) それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。

1番、谷田利一議員。

2番、西島寛道議員。

3番、岡田久雄議員。

4番、岩田剛議員。

5 番、古川昭義議員。

6 番、村田忠文議員。

7 番、丸山久志議員。

8 番、中坊 陽議員。

9 番、谷田 操議員。

10 番、木村武壽議員。

(投票)

議長 (丸山久志) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

議長 (丸山久志) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

岡田久雄議員、中坊 陽議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議長 (丸山久志) 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 9 票、無効投票 1 票です。有効投票のうち、村田忠文議員 8 票、谷田 操議員 1 票、以上のとおりです。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

この選挙の法定得票数は 2. 25 票です。したがって、村田忠文議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖解除)

議長 (丸山久志) ただいま副議長に当選されました村田忠文議員がおられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

この際、村田忠文議員のご挨拶を受けることにします。

村田忠文副議長。

副議長 (村田忠文) 6 番、村田です。副議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、議員の皆様のご推挙によりまして、井手町議会の副議長に選ばれましたことは、大変光栄でありますとともに、責任の重大さを痛感しているところであります。もとより浅学非才の身ではございますが、議長を補佐

し、議会の活性化のために、また町政発展のために努めていく覚悟であります。どうか今後とも皆様のさらなる支援を賜りまして、しっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、副議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（丸山久志） この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時05分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

お諮りします。ただいまお手元に配付しております常任委員会委員、議会運営委員会委員、議会広報編集委員会委員の選任についてをそれぞれ日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員、議会運営委員会委員、議会広報編集委員会委員の選任についてをそれぞれ日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第5、常任委員会委員の選任についてを行います。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり、総務文教常任委員会委員に5人、産業厚生常任委員会委員に5人、それぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。休憩中に各委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告をお願いします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時11分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に各常任委員会の正副委員長の互選があり、総務文教常任委員会の委員長には西島寛道議員、副委員長には古川昭義議員、産業厚生常任委員会の委員長には岡田久雄議員、副委員長には木村武壽議員が就任されましたの

で、報告いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時13分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、追加日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを行います。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第4項の規定によって、西島寛道議員、岡田久雄議員、岩田 剛議員、古川昭義議員、村田忠文議員、谷田 操議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は西島寛道議員、岡田久雄議員、岩田 剛議員、古川昭義議員、村田忠文議員、谷田 操議員を選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に議会運営委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告をお願いします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時17分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に議会運営委員会の正副委員長の互選があり、議会運営委員会の委員長には古川昭義議員、副委員長には西島寛道議員が就任されましたので、報告いたします。

次に、追加日程第7、議会広報編集委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会広報編集委員会委員の選任については、井手町議会広報発行に関する条例第3条第2項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に議会広報編集委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告願います。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時19分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に議会広報編集委員会の正副委員長の互選があり、議会広報編集委員会の委員長には古川昭義議員、副委員長には岩田 剛議員が就任されましたので、報告いたします。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時21分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

お諮りします。ただいまお手元に配付しております交通対策特別委員会委員の辞任許可及び同委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、交通対策特別委員会委員の辞任許可及び同委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第8として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第8、交通対策特別委員会委員の辞任許可及び同委員の選任についてを行います。

お諮りします。交通対策特別委員会の全員の辞任を許可し、新たに交通対策特別委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、交通対策特別委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

この際、暫時休憩します。休憩中に交通対策特別委員会の正副委員長を互選していただき、議長まで報告を願います。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時23分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

休憩中に交通対策特別委員会の正副委員長の互選があり、交通対策特別委

員会の委員長には木村武壽議員、副委員長には谷田利一議員が就任されましたので、報告いたします。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時24分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

お諮りします。ただいまお手元に配付しております城南衛生管理組合議会議員、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員、京都地方税機構議会議員の選挙についてをそれぞれ日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、城南衛生管理組合議会議員、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員、京都地方税機構議会議員の選挙についてをそれぞれ日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第9、城南衛生管理組合議会議員の選挙についてを行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることと決定しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

城南衛生管理組合議会議員に岡田久雄議員、岩田 剛議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました岡田久雄議員、岩田 剛議員を城南衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(丸山久志) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました岡田久雄議員、岩田 剛議員が城南衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました岡田久雄議員、岩田 剛議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

次に、追加日程第10、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

議長(丸山久志) ただいまの出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に谷田利一議員及び岩田 剛議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

議長(丸山久志) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長(丸山久志) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に選ぶ人の氏名を欄内に1名記載をお願いします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

議会事務局長(奥山英高) それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。

1番、谷田利一議員。

2番、西島寛道議員。

3番、岡田久雄議員。

4番、岩田 剛議員。

5番、古川昭義議員。

6 番、村田忠文議員。

7 番、丸山久志議員。

8 番、中坊 陽議員。

9 番、谷田 操議員。

10 番、木村武壽議員。

(投票)

議長 (丸山久志) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

議長 (丸山久志) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

谷田利一議員及び岩田 剛議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

議長 (丸山久志) 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、木村武壽議員 9 票、谷田 操議員 1 票、以上のおりです。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

この選挙の法定得票数は 2.5 票です。したがって、木村武壽議員が京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場閉鎖解除)

議長 (丸山久志) ただいま京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました木村武壽議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

次に、追加日程第 11、京都地方税機構議会議員の選挙についてを行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (丸山久志) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることと決定しました。

お諮りします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名する

ことにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(丸山久志) 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

京都地方税機構議会議員に西島寛道議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました西島寛道議員を京都地方税機構議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(丸山久志) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました西島寛道議員が京都地方税機構議会議員に当選されました。

ただいま当選されました西島寛道議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時45分

議長(丸山久志) 休憩前に引き続き、再開します。

先ほど議会で決まりました井手町議会構成委員を紹介いたします。

議長に丸山久志議員、副議長に村田忠文議員。

総務文教常任委員会の委員を紹介いたします。委員長に西島寛道議員、副委員長に古川昭義議員、委員に村田忠文議員、丸山久志議員、中坊陽議員。

産業厚生常任委員会の委員を紹介いたします。委員長に岡田久雄議員、副委員長に木村武壽議員、委員に岩田剛議員、谷田操議員、谷田利一議員。

議会運営委員会の委員を紹介いたします。委員長に古川昭義議員、副委員長に西島寛道議員、委員に岡田久雄議員、岩田剛議員、村田忠文議員、谷田操議員。

議会広報編集委員会の委員を紹介いたします。委員長に古川昭義議員、副委員長に岩田剛議員、委員に丸山久志議員、中坊陽議員、谷田操議員。

交通対策特別委員会の委員を紹介いたします。委員長に木村武壽議員、副委員長に谷田利一議員、委員に西島寛道議員、岡田久雄議員、村田忠文議員。

議会選出議員を紹介いたします。

城南衛生管理組合議会議員に岡田久雄議員、岩田剛議員。

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に木村武壽議員。

京都地方税機構議会議員に西島寛道議員。

以上であります。

お手元に配付いたしました議案第32号、井手町監査委員選任につき同意を求める件が町長から提出されました。

お諮りします。井手町監査委員選任につき同意を求める件を日程に追加し、追加日程第12として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(丸山久志) 異議なしと認めます。したがって、井手町監査委員選任につき同意を求める件を日程に追加し、追加日程第12として議題とすることに決定しました。

次に、追加日程第12、議案第32号、井手町監査委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第32号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第32号、井手町監査委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第32号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員であります。したがって、議案第32号は同意することに決定しました。

中坊 陽議員の入場を許します。

(中坊 陽議員入場)

議長(丸山久志) 暫時休憩します。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時52分

議長(丸山久志) 休憩前に引き続き、再開します。

お諮りします。ただいまお手元に配付いたしました各委員会の調査を閉会

中も継続することについて、日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(丸山久志) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査の
申し出についてを日程に追加し、追加日程第13として議題とすることに決
定いたしました。

追加日程第13、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしま
した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とする
ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(丸山久志) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し
出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今臨時会の会議に付議された事件は全部終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成28年5月井手町議会臨時会を
閉会します。

本日はご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時53分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

前議長 木村武壽

前副議長 岩田剛

議長 丸山久志

署名議員 谷田利一

署名議員 古川昭義